

# 特定非営利活動法人TOUFU定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人TOUFUという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座一丁目2番11号銀座大竹ビジデンス2階に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、デジタル技術の教育と地球温暖化などの持続可能性の問題に対する理解を深めることを通じて、社会で活躍するための重要なスキルと知識を備えた人材の育成と増進に貢献することを目的とし、特に学生（小学生から大学生まで）を主な対象としています。これを実現するために、この法人は社会教育の推進、環境保全、科学技術の振興など、特定非営利活動の種類を幅広く行い、これらの活動を支える事業を展開します。また、これらの取り組みを通じて、学生だけでなくその保護者に対しても啓蒙活動を行い、広く社会全体の理解と支援を得ることを目指します。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供
- (2) 持続可能な社会を実現するための情報や知識の提供
- (3) その多目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

**第10条** 会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

**第13条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人

2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

2 第20条及び21条の各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

3 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

**第15条** 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とし再任できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末尾後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行が困難と認められるとき。

(2) 職務上の違反や役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

**(13) その他運営に関する重要事項**

**(開催)**

**第24条 通常総会は、毎年1回開催する。**

**2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。**

**(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。**

**(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。**

**(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。**

**(招集)**

**第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。**

**2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。**

**3 総会を招集するときには、会議の日時、目的及び審議事項を記録した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。**

**(議長)**

**第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。**

**(定足数)**

**第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。**

**(議決)**

**第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。**

**2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長が決する。**

**3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。**

**(表決権等)**

**第29条 各正会員の表決権は、平等のものとする。**

2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前第2条及び第1条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

##### (1) 日時

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

##### (3) 審議事項

##### (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

##### (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

##### (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

##### (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

##### (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

##### (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

#### (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

##### (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法を持って、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条2項及び次条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

**第40条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

**第41条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第6章 会計

**(会計の原則)**

**第42条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

**(会計の区分)**

**第43条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

**(事業年度)**

**第44条** この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日に終わる。

**(事業計画及び予算)**

**第45条** この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

**(暫定予算)**

**第46条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

**(予算の追加及び更正)**

**第47条** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

**(事業報告及び決算)**

**第48条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対当表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**(随機の措置)**

**第49条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第7章 定款の変更、解散及び合併**

**(定款の変更)**

**第50条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁に届け出なければならない。

- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に関わる事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)

**第51条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第52条** この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、**法第11条第3項**に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

**第53条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

（公告の方法）

**第54条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、**法第28条の2第1項**に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページにおいて行う。

## **第9章 雑則**

（細則）

**第55条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	牧内晴久
理事	羽田鳳竜
理事	横井通決
監事	鈴木照世
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、**第16条第1項**の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、**第44条**の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年2月28日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、**第43条**の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

**6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。**

**(1) 入会金**

**正会員（個人・団体） 1,000円**

**賛助会員（個人・団体） 1,000円**

**(2) 年会費**

**正会員（個人・団体） 5,000円**

**賛助会員（個人・団体） 1口1,000円（1口以上）**

**7 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹ビジネス2階に置く**

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 TOUFU

## 1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

## 2 役員一覧

	役名 (どちらかに ○)	(フリガナ) 氏名	報酬の有無 (どちらかに ○)	役職名等
	1	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	ハダホウリュウ 羽田鳳竜	有 <input checked="" type="radio"/> 無
2	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	ヨコイツウオウ 横井通決	有 <input checked="" type="radio"/> 無	無
3	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	マキウチハルヒサ 牧内晴久	有 <input checked="" type="radio"/> 無	代表理事
4	理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	スズキテルセ 鈴木照世	有 <input checked="" type="radio"/> 無	無

# 令和6年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人TOUFU

## 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくために、ホームページでの広報に加えSNSによる広報をし認知度を高める活動を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6480】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	8月に行う	愛知県あま市	6人	プログラミングに関心のある小学生とその保護者	小学生とその保護者50組	100
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	7月・10月に行う	東京都練馬区	6人	プログラミングに関心のある小学生とその保護者	小学生とその保護者30組	60
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	2月に行う	東京都練馬区	6人	プログラミングに関心のある小学生とその保護者	小学生とその保護者100組	200
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	5月に行う	千葉県市川市	6人	プログラミングに関心のある小学生とその保護者	小学生とその保護者40組	80
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	12月に行う	高知県仁淀川町	6人	プログラミングに関心のある小学生とその保護者	小学生とその保護者20組	40
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	オンライン及び対面形式の両方を取り入れたハイブリッド型プログラミング教室の運営。	11月から2月に行う	東京都港区	10人	プログラミングに関心のある小学生	小中学生10人	2000
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	オンライン及び対面形式の両方を取り入れたハイブリッド型プログラミング教室の運営。	11月から2月に行う	高知県仁淀川町	10人	プログラミングに関心のある小学生	小中学生10人	2000

プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	NFT(非代替性トークン)という偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータについて、NFTの業界で著名な方を招き講演会を開催。NFTについて体験・知っていただきます。	11月に行う	神奈川県小田原市	10人	デジタルアートに興味を持つ学生	学生60人	500
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	サイバーセキュリティの専門家であるホワイトハッカーを招き講演会を開催します。インターネットの安全な利用方法や、サイバー攻撃から自分を守る基本的な知識について学ぶ機会となります。	12月に行う	神奈川県小田原市	10人	サイバーセキュリティに興味を持つ学生	学生60人	500
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	アニメーターを招き講演会を開催します。デジタル技術がアニメーション業界でどのように使われているのを知る機会となります。	2月に行う	神奈川県小田原市	10人	アニメーションに興味を持つ学生	学生60人	500
持続可能な社会を実現するための情報や知識の提供	大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方を招き、講演会を開催。環境保全の大切さを知っていただく。	1月に行う	神奈川県小田原市	10人	環境問題に関心のある学生	学生60人	500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を実施することを目標とする。
- ・前事業年度に引き続き本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくために、ホームページでの広報に加えSNS等による広報を実施。認知度を高める活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【14400】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	2月に行う	神奈川県小田原市	6人	プログラミングに興味のある小学生とその保護者	小学生とその保護者100組	200
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	12月に行う	神奈川県厚木市	6人	プログラミングに興味のある小学生とその保護者	小学生とその保護者30組	60
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	6月に行う	兵庫県たつの市	6人	プログラミングに興味のある小学生とその保護者	小学生とその保護者30組	60
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	プログラミングとはどんなもので何ができるのかを知っていただく体験会を開催。	5月に行う	千葉県市川市	6人	プログラミングに興味のある小学生とその保護者	小学生とその保護者40組	80
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	オンライン及び対面形式の両方を取り入れたハイブリッド型プログラミング教室の運営。	3月から2月に行う	東京都港区	10人	プログラミングに興味のある小学生	小中学生10人	6000
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	オンライン及び対面形式の両方を取り入れたハイブリッド型プログラミング教室の運営。	3月から2月に行う	高知県仁淀川町	10人	プログラミングに興味のある小学生	小中学生10人	6000
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	NFT(非代替性トークン)という偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータについて、NFTの業界で著名な方を招き講演会を開催。NFTについて体験・知っていただきます。	11月に行う	愛知県あま市	10人	デジタルアートに興味を持つ学生	学生60人	500

プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	サイバーセキュリティの専門家であるホワイトハッカーを招き、講演会を開催します。インターネットの安全な利用方法や、サイバー攻撃から自分を守る基本的な知識について学ぶ機会となります。	12月に行う	愛知県あま市	10人	サイバーセキュリティに興味を持つ学生	学生60人	500
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	アニメーターを招き講演会を開催します。デジタル技術がアニメーション業界でどのように使われているのかを知る機会となります。	3月に行う	愛知県あま市	10人	アニメーションに興味を持つ学生	学生60人	500
持続可能な社会を実現するための情報や知識の提供	大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方を招き、講演会を開催。環境保全の大切さを知っていただく。	1月に行う	愛知県あま市	10人	環境問題に関心のある学生	学生60人	500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和6年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 TOUEU

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
<b>[A] 経常収益</b>		
1 受取会費		60,000
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		6,480,000
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	5,980,000	
持続可能な社会を実現するための情報や知識の提供	500,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
<b>経常収益計</b>		<b>6,540,000</b>
<b>[B] 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		3,164,000
給料手当	3,164,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		3,308,000
会議費	0	
旅費交通費	1,016,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	540,000	
業務委託費	500,000	
施設利用費	1,200,000	
賃借料	50,000	
<b>事業費計</b>		<b>6,470,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		0
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
通信運搬費	0	
地代家賃	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
<b>管理費計</b>		<b>0</b>
<b>経常費用計</b>		<b>6,470,000</b>
<b>当期経常増減額 [A] - [B] ... ①</b>		<b>70,000</b>
<b>[C] 経常外収益</b>		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>[D] 経常外費用</b>		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 [C] - [D] ... ②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③</b>		<b>70,000</b>
法人税、住民税及び事業税 ... ④		70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑤		
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>		<b>0</b>

## 令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 TOUEU

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
<b>[A] 経常収益</b>		
1 受取会費		50,000
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		14,400,000
プログラミングを含むデジタル技術の学習の提供	13,900,000	
持続可能な社会を実現するための情報や知識の提供	500,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
<b>経常収益計</b>		<b>14,450,000</b>
<b>[B] 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		5,722,400
給料手当	5,722,400	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		8,532,000
会議費	0	
旅費交通費	2,212,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	480,000	
業務委託費	3,000,000	
施設利用費	2,340,000	
賃借料	500,000	
<b>事業費計</b>		<b>14,254,400</b>
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		0
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
通信運搬費	0	
地代家賃	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
<b>管理費計</b>		<b>0</b>
<b>経常費用計</b>		<b>14,254,400</b>
<b>当期経常増減額 [A] - [B] . . . ①</b>		<b>195,600</b>
<b>[C] 経常外収益</b>		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>[D] 経常外費用</b>		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 [C] - [D] . . . ②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③</b>		<b>195,600</b>
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		90,000
<b>設立時正味財産額 ③-④+⑤</b>		<b>215,600</b>

# 特定非営利活動法人TOUFU

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

現代社会を生きる上で、急速に進化するデジタル技術と地球温暖化などの持続可能性に関する問題への理解と対応は必要不可欠なものとなっています。特に若年層におけるこれらの問題への関心と理解の不足は、将来的に社会全体の進歩と持続可能な発展を妨げる要因となります。

私たちの理想とする状態は、すべての学生がデジタル技術について理解・活用できる社会。そして、持続可能性の問題に対して責任ある行動を取ることができる社会です。これは、将来にわたって社会のおよび環境的な課題に効果的に対応するための基礎となります。

当法人は、社会教育の推進、環境保全、科学技術の振興を通じて、学生がこれらの重要なスキルと知識を身につけるための支援を行います。具体的には、学校や地域社会でのワークショップ、セミナー、プロジェクトを展開し、学生だけでなくその保護者に対しても啓蒙活動を行います。

当法人の活動は、デジタル技術の教育と持続可能性に関する理解を深めることで、不特定かつ多数の利益の増進に寄与します。これらの活動は、将来の世代が直面するであろう課題に対して、より良い対処方法を見つけるための重要なステップです。

しかし、任意団体では補助金の申請・活用や他の法人との連携などが非常に困難あるいは不可能であり、あらゆる側面で任意団体としての活動では限界を迎えていました。

これらの制約を乗り越え上記の目標を達成するためには、法人格を有することが不可欠です。法人格を持つことで、活動の範囲と影響力を拡大し、必要な資金調達、人材確保、そして社会全体との連携を促進することが可能になります。これにより、私たちの活動はさらに活性化し、持続可能な発展への貢献を加速させることができます。

## 2 申請に至るまでの経緯

平成29年2月 任意団体TOUFU 設立  
平成29年4月 東京都港区 親子プログラミング体験会  
平成29年7月 東京都港区 親子プログラミング体験会  
平成29年10月 神奈川県小田原市 親子プログラミング体験会  
平成30年1月 神奈川県厚木市 親子プログラミング体験会  
コロナウイルス蔓延のため活動を一時休止  
令和4年11月 愛知県名古屋市 親子ロボットプログラミング体験会  
令和5年8月 法人化についての必要性を確認  
令和5年11月 設立総会開催

令和6年3月1日

設立代表者

氏名 牧内晴久